

今年度に限り

高齢者インフルエンザ予防接種 助成期間延長のお知らせ



インフルエンザ予防接種ワクチンが全国的に供給が遅れています。今回のワクチンの供給状況に対応するために、**今年度**に限り高齢者インフルエンザ予防接種の助成期間を**平成30年1月31日まで**延長いたします。

< 助 成 期 間 > 平成30年1月31日まで

<対象となる方>

- ①昭和28年1月1日までに生まれた方で、かつ接種日に65歳以上の方
- ②昭和28年1月2日～昭和33年1月1日に生まれた方で、心臓、腎臓、呼吸器機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に身体障害1級相当の障害のある方

<接種回数・費用> 1人1回 1,800円

※生活保護を受給している方、市民税非課税世帯の方、中国残留邦人等の支援給付を受給している方は、自己負担金の免除制度があります。

<その他>

予診票や既に希望者に発行している高齢者インフルエンザ予防接種自己負担金免除対象確認書には、実施期間または有効期間が12月31日までとありますが、1月31日まで使用できます。

お問い合わせは

○千葉市高齢者予防接種電話相談窓口 ☎043-238-9966

平成29年9月25日～平成29年12月28日（土日祝、閉庁日を除く）午前9時～午後5時
平成30年1月4日からは、保健所感染症対策課（238-9941）におかけください。

○千葉市役所コールセンター ☎043-245-4894

年中無休 午前8時30分～午後9時（土日休日・年末年始は午後5時まで）